

公益社団法人日本超音波医学会認定超音波指導検査士制度規則

(平成25年8月23日制定)
 (平成26年3月14日改正)
 (平成28年4月1日改正)
 (平成29年11月24日改正)
 (平成30年4月27日改正)
 (平成31年3月1日改正)
 (令和2年1月17日改正)
 (令和3年8月20日改正)
 (令和5年1月20日改正)
 (令和6年3月15日改正)

第1章 総則

(目的・名称)

第1条 この制度は、超音波医学の進歩発展に伴い、公益社団法人日本超音波医学会(以下「本会」という。)が臨床検査技師・診療放射線技師・看護師・准看護師に対して超音波検査を指導する技能・人格を有する立場の臨床検査技師・診療放射線技師・看護師・准看護師を認定する制度であり、超音波医学並びに医療の向上を図り、もって国民の福祉に貢献することを目的とする。

2 前項において認定する専門の検査士は、公益社団法人日本超音波医学会認定超音波指導検査士(英文名「JSUM Registered Senior Medical Sonographer」、略称「RSMS」)(以下「指導検査士」という。)という。

(運営機関)

第2条 この制度の維持と運営には、定款第4条に基づき、公益社団法人日本超音波医学会超音波検査士制度委員会規程に定める超音波検査士制度委員会(以下「本委員会」という。)が当たる。

第2章 指導検査士の認定

(認定)

第3条 指導検査士の腹部領域は消化器領域を中心とし、泌尿器領域・産婦人科領域も含めて腹部領域として認定する。血管領域は血管領域のみ、体表臓器領域は体表臓器領域のみを対象として認定する。

第4条 理事長は、本会が実施する指導検査士認定試験に合格し、本委員会が適格と判定した者を理事会の議を経て指導検査士と認定し、指導検査士認定証を交付する。

2 認定料は、10,000円とする。

3 認定を受けた指導検査士については、指導検査士一覧にて公示する。ただし、指導検査士一覧への公示を希望しない者は、本委員会に連絡すること。

(認定試験)

第5条 指導検査士認定試験は、1次及び2次試験からなり、毎年1回行う。

2 試験の実施要項は、ウェブサイトにて公示する。

(受験資格)

第6条 指導検査士認定試験を受験する者は、次の各号の条件をすべて満たしていなければならない。

一 日本国の看護師・准看護師・臨床検査技師・診療放射線技師のいずれかの免許を有すること。

二 指導検査士としての必要な実務経験

① 申請時において13年以上の腹部又は血管又は体表臓器領域における超音波検査の実務経験を有すること。ただし、休職期間や他の業務に従事していた期間は除く。

② 公益社団法人日本超音波医学会認定超音波検査士(以下「検査士」という。)(消化器領域又は血管領域又は体表臓器領域)であること。

③ 検査士(消化器領域の受験希望者は消化器領域、血管領域の受験希望者は血管領域、体表臓器領域の受験希望者は体表臓器領域)に認定されてからそれぞれ10年以上経過し、2回以上更新していること。

三 公益社団法人日本超音波医学会認定超音波指導医(以下「指導医」という。)又は本会の定める代議員(M系に限る)の推薦があること。

四 申請時において本会の会員であり、かつ本会の年会費を完納していること。

五 受験する領域の本会認定超音波検査士を取得以降、本会学術集会又は本会地方学術集会において、受験する領域の超音波医学に関して、筆頭者として1回以上の発表実績を有すること。ただし、腹部領域は消化器、泌尿器、産婦人科のいずれかとする。

(申請)

第7条 指導検査士の認定試験の受験を申請する者は、ウェブサイト等に公示する期日中に、下記の書類を理事長に提出しなければならない。

一 指導検査士認定試験受験申込書

二 指導検査士認定試験個人票

三 顔写真(本会が指定するサイズ)

四 超音波検査実績及び同証明書

五 指導医又は本会の定める代議員(M系に限る)による推薦状

六 看護師免許証(写)、准看護師免許証(写)、臨床検査技師免許証(写)又は診療放射線技師免許証

(写)

第8条 受験者は、受験料として20,000円を納付しなければならない。

2 既納の受験料は、いかなる理由があっても、返却しない。

第3章 指導検査士の資格の更新と喪失

(更新)

第9条 指導検査士は、認定を受けた年から5年を経る時に資格更新の認定を受けなければならない。
なお、検査士の認定期間は指導検査士にあわせる。

2 資格更新に関する規定は、別に定める。

(喪失)

第10条 指導検査士は、次の各号の事由によりその資格を喪失する。

- 一 指導検査士としての資格を辞退したとき。
- 二 資格更新の申請を行わなかったとき。(ただし、指導検査士の資格更新点数には満たないが、検査士の更新点数を満たしている場合は、検査士の資格のみ更新が可能である。)
- 三 資格更新が認められなかったとき。
- 四 本会の会員としての資格を喪失したとき。
- 五 第6条第1号に規定する条件を喪失したとき。

(取消し)

第11条 理事長は、指導検査士としてふさわしくない行為のあった者に対して、本委員会及び理事会の議を経て指導検査士の資格を取消することができる。

第4章 補足

(諸規定)

第12条 この規則の施行についての諸規定は、別に定める。

(改廃)

第13条 この規則の改廃は、規約担当理事の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成25年8月23日から施行する。
- 2 この規則の改正は、平成26年3月14日から施行する。
- 3 この規則の改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 4 この規則の改正は、平成29年11月24日から施行する。
- 5 この規則の改正は、平成30年4月27日から施行する。
- 6 この規則の改正は、平成31年3月1日から施行する。
- 7 この規則の改正は、令和2年1月17日から施行する。
- 8 この規則の改正は、令和3年8月20日から施行する。
- 9 この規則の改正は、令和5年1月20日から施行する。
- 10 この規則の改正は、令和6年3月15日から施行する。